

相模原市立市民健康文化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 7 月 2 日

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市条例第 3 7 号

相模原市立市民健康文化センター条例の一部を改正する条例

相模原市立市民健康文化センター条例(昭和 5 8 年相模原市条例第 1 3 号)の一部を次のように改正する。

「

大人	4, 5 0 0 円
小人	2, 2 5 0 円
大人	3 3 0 円
小人	1 6 0 円
	7, 3 0 0 円
	1 4, 6 0 0 円
	1 1, 5 5 0 円
	2 3, 1 0 0 円
	9, 7 0 0 円
	3, 7 0 0 円
	4, 5 0 0 円
	4, 2 0 0 円

」

別表第 1 項第 1 号アの表中

を

「

大人	5, 8 0 0 円
小人	2, 9 0 0 円

大人	4 2 0 円
小人	2 1 0 円
	9, 4 5 0 円
	1 8, 9 0 0 円
	1 5, 0 0 0 円
	3 0, 0 0 0 円
	1 0, 6 0 0 円
	4, 8 0 0 円
	5, 8 0 0 円
	5, 4 0 0 円

に改め、同号イの表中

「

大人	4, 5 0 0 円
小人	2, 2 5 0 円
大人	3 3 0 円
小人	1 6 0 円
	4, 2 0 0 円
	8, 4 0 0 円
	8, 4 0 0 円

を

」

「

大人	5, 8 0 0 円
小人	2, 9 0 0 円
大人	4 2 0 円
小人	2 1 0 円
	5, 4 5 0 円
	1 0, 9 0 0 円
	1 0, 9 0 0 円

に改める。

」

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 9 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表第 1 項第 1 号ア(プール及び浴室に係る部分を除く。)及びイ(プール及び浴室に係る部分を除く。)の規定は、令和 9 年 4 月 1 日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。